

## 7 主な償却資産の区分と耐用年数

詳しい耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を確認してください。



e-Gov法令検索

<https://laws.e-gov.go.jp>

資産の種類	耐用年数	主な償却資産例	耐用年数	主な償却資産例
構築物	3	簡易な可動間仕切り	12	エヤーカーテン・ドア自動開閉設備
	6	蓄電池電源設備	15	給排水・衛生・ガス設備 ブロック塀
	7	工場緑化施設		コンクリート舗装路面 エスカレーター
	8	消火・災害報知・格納式避難設備 アーケード・日よけ設備(金属製は15年)	冷暖房・ボイラー設備 (冷凍機出力22KW以下は13年)	
	10	店舗内装設備 アスファルト舗装路面 金属造の煙突・街路灯・ガードレール 通信ケーブル(光ファイバー製)	17	エレベーター
機械・装置	5	ブルドーザー等自走式作業用機械設備	9	乳製品・パン・菓子類等製造設備
	6	複写業用設備	15	料理店業用設備及び給食設備(引湯管は5年)
	7	クリーニング設備 縫製品製造業用設備 写真製版業用設備	10	園芸設備 精穀設備 めん類製造設備 紡績設備 印刷設備 製本設備
	8	水産食料品・豆腐類製造設備 写真現像焼付設備(天然色は6年) ガソリンスタンド設備	12	上・下水道業用設備
			15	機械式駐車設備
5 車両・ 運搬具	2	自転車	7	台車・その他自走能力を有するもの
	4	フォークリフト		
6 工 具 器 具 備 品	2	パチンコ台 観賞用魚類 植物(貸付業用)	6	冷暖房用機器 電気・ガス機器 電気冷蔵庫 電気洗濯機 インターホン及び放送用設備
	3	パチスロ機 ゲーム機 看板 ネオンサイン スポーツ具 じゅうたん等敷物 カーテン他繊維製品	7	大型コンテナ(長さ6m以上のもの) 血液透析・血しょう交換用機器 歯科診療用ユニット
	4	電子計算機(パソコン) レントゲン(移動式) 消毒殺菌用機器 観賞用鳥類	8	陳列用棚・ケース(冷凍冷蔵機付は6年) 応接セット・家具(接客業用は5年) 室内装飾品(金属製は15年) 事務機・いす・キャビネット(金属製は15年) 引伸機・焼付機・乾燥機その他機器 観賞用動物(魚・鳥類を除く)
	5	電子計算機(サーバー) プリンター テレビ タイムレコーダー ファクシミリ 複写機 レジスター 手さげ金庫 楽器 自動販売機 理容・美容機器 ドライヤー 碁・将棋・麻雀その他遊戯具	10	時計
			15	植物(貸付業用を除く)

[注1] 取得価額の算出方法・消費税の取扱いは、原則として法人税・所得税の取扱いと同じです。

[注2] 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

(1) 中古見積耐用年数：同省令第3条の規定により見積もった耐用年数

(2) 短縮耐用年数：法人税法施行令第57条又は所得税法施行令第130条の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数